**HIV等 定義の説明**

＜HIV感染症＞

1、2に関しては、病名のみに着目しています。1はHIVの主病名がある場合、2は主病名に限らず、HIVの傷病名がレセプト上でみられる場合です。

3については、HIVの傷病名（主病名に限らない）がレセプト上に見られた上で、抗HIV薬の処方がなされている場合のID数を示しています。

以下、4-9については、参考までに、全数と男女ごとの人数のみを示しています。

定義4：定義2に加え、ウイルス疾患指導管理料のほか、HIV患者でのみ算定可能な診療行為が算定されたID数を示しています。

定義5：定義4に加え、抗HIV薬が処方されているID数を示しています。

定義6：ウイルス疾患指導管理料のほか、HIV患者でのみ算定可能な診療行為が算定されたIDの数を示しています。

定義7：抗HIV薬が処方されているID数を示しています。

定義8：定義6に加え、抗HIV薬が処方されているID数を示しています。

定義9：定義4に加え、公費利用が認められるID数を示しています。

定義7については、エイズ動向委員会 HIV 感染症に関する NDB 集計で示されているHIV感染者（ART）と定義の考え方が同じであり、用いているデータの抽出時期等によって値は一致しないものの、かなり近い値を示しています。また、多くの抗HIV薬が処方されている患者ではHIVの傷病名があるため、定義3と定義7はとても近い値を示しています。

<淋菌感染症・性器クラミジア感染症＞

いずれも3つの定義でのID数を示しています。

1、2に関しては、病名のみに着目しています。1はそれぞれの疾患の主病名がある場合、2は主病名に限らず、それぞれの疾患の傷病名がレセプト上でみられる場合です。

3については、それぞれの疾患の傷病名（主病名に限らない）がレセプト上に見られた上で、抗菌薬の処方がなされている場合のID数を示しています。2では、以前治療されていたが傷病名だけがレセプト上に残り続けていて過大評価になっている場合が含まれうるのに対して、3については、それが除外できるように工夫されています。しかし、それぞれの対象疾患以外に対して抗菌薬を使用されている場合については除外しきれていないことに注意が必要です。